

令和7年4月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和7年4月21日（月）13時24分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

渡辺 浩美 推進委員 高玉 正祐 推進委員 榎内 宏 推進委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

7. 开会

【中野事務局長】

定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。

只今より、双葉町農業委員会令和7年4月定例総会を開催いたします。

开会前にご報告がございます。推進委員ですが、中野推進委員、それから新川推進委員より欠席のご連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

4月の定例総会、ご出席ありがとうございます。委員の方は、全員出席ということですね。この頃、農業関係も、米の値上がりで町の人が困ってるわけですが、すごい値上がりですね。買ってる人は大変じゃないかと思います。この頃、米の調整もかなり波があるみたいです。新法で食糧危機の際の実効性確保の点で、新聞では罰金20万円をかけるみたいな話があったり、また予約数量そのものを全部出すと、関西の方ではさらに上乗せの奨励金を出すJAが出てきたり、いろいろ動きがあるようです。

双葉の場合は、そういうことにまだ乗れませんが、ちょっと長い目でこれを見ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは、農業委員会会議規則第5条に基づき、会長を議長として議事を進行いたします。
よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

はい。ただいま出席委員は8名ですね。ということで、定足数に達していますので、これから令和7年4月定例総会を開会したいと思います。

まず議事に入る前に会務報告を事務局の方からお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。別添資料をご覧くださいと思います。

3月24日、双葉町農業委員会3月定例総会ございました、双葉町役場1階大会議室、こちらになりますが、農業委員7名そして農地利用最適化推進委員2名、中野それから川崎の方で出席させていただきました。以上になります。

【澤上会長】

それでは本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しましたとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名についてですが会議規則によってですね、指名したいと思います。

議事録署名人には6番の林委員、それから7番の志賀委員。両名を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは日程第2の議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。それでは職員の方から説明します。

【中野事務局長】

はい。それでは、資料をご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年4月21日提出、双葉町農業委員会 会長 澤上 榮。

まず、今回ですね、農地法関係事務処理要領の改正によりまして、今年の4月1日より、申請書様式が変わっておりますのでご承知ください。具体的には国籍条項、1番目のですね、国籍条項のところの項目が増えてございます。

それでは内容でございますが、設定人ですが、双葉町大字××字××××番地×、××××氏、被設定人が、双葉町大字××字××番地××、××××××××××、××××氏でございます、賃借権の設定になります。

申請地は、双葉町大字××字××××番×及び同××番×の合計2筆で、畑が××××㎡になります。

現在、被設定人は雇用契約を結んでおります、××××××との契約が2年間のため、それ以上継続できるかは不透明ということです。賃借期間が2年間の期間を設けての農地法第3条の許可申請となります。

おめくりいただきまして、賃借権設定後の農地の利用計画が記載されております。作付予定の作物ですが、野菜類でございまして、スナップエンドウ、トウモロコシ、ケールなどを予定しております。初年度ですが、ケールの苗については、×××の方で育苗するということ聞いております。農機具等は、知人から賃借を予定しております。

また、常時従事要件でございまして、年間日数150日を満たしていないため、農地法第3条の3第3項の規定による、解除条件付の契約締結が必要になります。そのため、申請書に留意事項がございまして。

賃貸借契約については解除条件付きの許可をする際に必要な4つの条件について、明記していただいております。おめくりいただき、賃貸借契約をご覧ください。

1つ目の条件ですが、農地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるかということを明記することとなっております。被設定人である××様としております。

2つ目の条件ですが、原状回復の費用を誰が負担するのかの明記になりますが、こちらも被設定人としております。

3つ目の条件ですが、原状回復が、なされないときの損害賠償の取り決めとなっております。被設定人が原状回復に復することができない場合は、被設定人が設定人に対し、原状回復に復するために要する費用及び設定人に与えた損害に相当する額を支払うとしております。

4つ目の条件ですが、賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めでございまして。設定人の責めに帰せない事由によりまして、賃貸借契約を終了することとなった場合は、被設定人が、賃借料の1年分に相当する額を違約金として支払うとしております。

周辺地域との関係ですが、有機栽培または特別栽培農産物の表示を行うため、農薬は使用しないということでございまして。

地域との役割分担については、農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加、農道水路、ため池等の共同利用施設、取り決めに遵守、害獣被害対策への協力をするとのことでございます。

営農計画、申請地の登記事項全部証明書を添付しており、また、今年4月1日から追加書類となっております、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等を添付してございます。こちらは事務局で対応聞き取りをして、確認しております。また、必要があれば関係機関へ照会することにしております。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件について、農地法第3条第1項の許可申請に関わる調査を地区担当委員である井戸川委員と事務局にさせていただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【井戸川委員】

それでは報告します。今回、農地法第3条第1項の規定による許可申請ということで、被設定人である××××様、この方に4月15日、17時27分、本人と電話で話しました。それで許可申請、その内容について、間違いがないということでもあります。

ちなみに、この前に借りていた方、××××××××の方ですか、その方が2年契約で借りていてものが1年ほどの契約で解約になったものを、引き続きやるという形になってるみたいです。最初の方は全然作ってなかったみたいですけど、今回はやと思います。

それと、申請書の内容の中で、何か不都合があるかということと全然ないものですから、これで報告終わります。

【澤上会長】

事務局の方から、報告願います。

【中野事務局長】

はい。今回賃借権の設定人である××××さんについては、事務局から電話での調査を行っております。日時は4月16日9時40分に申請の内容が事実であることを確認しております。賃借権設定の理由につきましては、現在避難先での生活が続いておりまして、申請農地の管理ができないため、荒らしてしまうよりも、管理をしていただいた方がいいという判断をしたということでございます。以上になります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。皆さんの方から質問、ご意見ありましたらば、お願いします。何かございませんか。

【澤上会長】

私の方から1つですけれども、スナップエンドウを1反分近くも作ったら販売はどうする気なのか。有機栽培だからネット販売でもするのか、何か聞いてない？

【中野事務局長】

販売先は、地元飲食店、小売店、道の駅、知人5名の飲食店に販売等になります。

【澤上会長】

分かりました。他に無ければ、質疑なしということで、これで終わりたいと思います。

お諮りいたします。

議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請の通り許可することに決定いたしました。以上で本日の議案審議

は終了いたします。

(1 3 時 4 3 分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長

.....澤上 榮.....

議事録署名人

.....林 和男.....

議事録署名人

.....志賀 睦.....